

土地区画整理事業の事業計画変更(事業の廃止)に伴う説明会を開催


土地区画整理事業の事業計画変更に伴う説明会を開催します。

- 対象地区Ⅱ打馬一丁目・二丁目、王子町、下祇川町、西祇川町の各一部
- 説明会
 - 5月26日(月) 19時～ 打馬公民館
 - 5月28日(水) 19時～ 王子町公民館
 - 5月30日(金) 19時～ 西祇川集落センター

【問い合わせ先】
 市都市政策課(4階)
 ☎0994-31-1130

後期高齢者医療(長寿医療)制度が始まりました

平成20年4月より、老人医療制度に代わり後期高齢者医療(長寿医療)制度が始まりました。



【問い合わせ先】
 市健康保険課(1階⑤番窓口)
 ☎0994-31-1162

職業訓練指導員免許講習の受講生を募集

この講習は、職業訓練指導員として必要な能力を付与するため、厚生労働大臣の指定する講習実施要領により実施するものです。

- 期日Ⅱ7月29日(火)～31日(木)、8月5日(火)～7日(木)の6日間
- 時間Ⅱ9時～17時
- 場所Ⅱ県鹿児島地域振興局第3庁舎2階会議室
- 受講資格
 - 技能検定(国家試験)1級・単一等級合格者
 - 職業能力開発校修了者で6年～10年の実務経験者
 - 学校教育法による免許職種に関する学科を修めた人で、大学卒者2年、短大・高专卒者4年、高校卒者7年の実務経験のある人
- 受付期間Ⅱ6月2日(月)～13日(金)
- 定員Ⅱ30人(定員になり次第締め切り)
- 受講料Ⅱ13,500円(テキスト代込み)

※受講案内、受講申請書の請求方法など詳しくは、

お問い合わせ

鹿児島県職業能力開発協会
 ☎099-226-3240

お知らせ

世界禁煙デー・禁煙週間について

WHO(世界保健機構)は毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定め、世界中の人々にたばこが体に与える影響について認識を高めるよう呼びかけています。

また、5月31日から6月6日までは「禁煙週間」となっており、市でも、たばこが健康に及ぼす影響についての普及啓発や未成年者の喫煙防止、受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)の防止などに取り組みます。

皆さんも、たばこが健康に及ぼす影響について、もう一度考えてみましょう。

【問い合わせ先】
 市健康増進課
 ☎0994-41-2110

市では介護予防事業に取り組んでいます

市では、高齢者で要介護状態となるおそれがある人を対象に、高齢者向けトレーニング機器を使用した運動機能の向上を目指した機能訓練を行い、日常動作の悪化を防ぐことで、健康でいきいきとした在宅生活を送ることを支援する「高齢者筋力向上トレーニング事業」を実施しています。

- 対象者＝健康診査等の生活機能評価で運動器の機能向上が必要と判定された人
- 参加回数＝30回(週2回)※送迎有り
- 実施時間＝1回当たり90分(体調チェックや準備運動などを含みます)
- 実施評価＝初回と最終回に体力測定等を行います。

※そのほかの予防事業も実施しています。詳しくはお問い合わせください。

介護状態の人の在宅生活を支援します

◎紙おむつの支給

市では、おむつを必要とする在宅の高齢者を介護している人のおむつに係る費用の負担軽減のため、紙おむつを支給しています。

- 対象者＝市内に住所登録を有し、次の要件をすべて満たす人
 - 在宅で寝たきり及び認知症の高齢者
 - 日常生活を営むうえで常に介護を必要としている人
 - 常におむつが必要な状態が3か月以上続いている人

※入院中の人や介護保険施設・養護老人ホーム・高齢者用世話(介護)付き賃貸住宅等に入所(居)中の人対象になりません。

◎成年後見制度利用に対する支援

市では、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の利用方法について相談等の支援を行います。

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が十分でないため、財産管理や日常生活上のさまざまな契約行為が困難であり、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれのある人を法律面や生活面で保護し、支援する制度です。

◎認知症の高齢者の徘徊に対する支援

市では、認知症の高齢者を介護しているご家族の人へ、認知症の高齢者が徘徊した場合に、居場所を確認できる機器を貸し出します。

- 対象者＝市内に居住し、かつ、徘徊のみられる認知症の高齢者と同居している人

【問い合わせ先】市高齢福祉課(1階⑧番窓口) ☎0994-31-1116

高齢福祉課からのお知らせ

鹿屋市地域包括支援センターをご利用ください

市では、市内4地区に地域包括支援センター(サブセンター)を設置し、看護師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーなど専門のスタッフが中心となり、高齢者の総合的な支援に取り組んでいます。

介護などを必要とする高齢者や家族の人でお悩みのことや不安に思うこと、高齢者虐待、高齢者を狙った悪徳商法などで困りのことなどありましたら、お気軽に最寄りの各センターへご相談・ご連絡ください。

地区	担当地域	センター名称	電話	所在地
東部	串良地区全域 鹿屋東中学校区	●東部地区地域包括支援センター	0994-40-3751	笠之原町
		○東部地区地域包括支援サブセンター	0994-62-8871	串良町有里
		・東部地区相談センター朋愛園	0994-41-2431	寿2丁目
		・東部地区相談センターハーモニーガーデン	0994-41-7800	寿4丁目
		・東部地区相談センター以和貴苑	0994-62-8881	串良町下小原
西部	第一鹿屋中学校区 花岡中学校区	●西部地区地域包括支援センター	0994-40-9855	大浦町
		・西部地区相談センター花岡の里	0994-46-5051	花岡町
南部	吾平地区全域 田崎中学校区 大始良中学校区 高須中学校区	●南部地区地域包括支援センター	0994-58-5900	吾平町麓
		○南部地区地域包括支援サブセンター	0994-48-2800	大始良町
		・南部地区相談センター慈恵園	0994-48-2588	大始良町
北部	輝北地区全域 鹿屋中学校区 高隈中学校区	●北部地区地域包括支援センター	0994-40-8333	下祇川町
		○北部地区地域包括支援サブセンター	099-485-1185	輝北町市成
		・北部地区相談センター鹿屋市社会福祉協議会	0994-42-7188	向江町
		・北部地区相談センターみどりの園	099-485-1902	輝北町市成